

## 第70号議案

足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年6月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例  
足立区特別職議員報酬等審議会条例(昭和39年足立区条例第44号)  
の一部を次のように改正する。

第1条中「議員報酬の額」の次に「、教育委員会委員、選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会委員、選挙管理委員会補充員、非常勤の監査委員、農業委員会会長及び農業委員会委員の報酬の額」を加える。

第5条第3項中「、または、会長」を「、又は会長」に改める。

付 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(提案理由)

足立区特別職議員報酬等審議会の審議の対象に各行政委員を追加する必要があるため、この条例案を提出いたします。